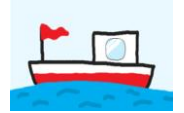




# 津堅島住民の皆さまへ



平成24年4月1日から離島住民の交通費用を軽減するため、県が「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施しています。

この事業では、航路事業者の協力の下、住民のための割引運賃が設定されていますが、割引運賃の購入には沖縄県離島住民割引運賃カードを提示する必要があります。

カードの発行は随時受け付けていますので、発行がまだの方は手続きをお願いします。（発行に必要な書類等は裏面をご確認下さい。）

## 【申請場所】

- ① うるま市役所 市民協働課（本庁舎東棟1F）  
午前8時30分～午後5時15分まで（ただし土日祝祭日をのぞく）。
- ② 津堅公民館

※申請していただいたのちカードは後日郵送となりますが、公民館で申請する場合、カード発行までに時間を要する場合があります。

~~~~ 現在カードをご利用の皆さまへ!! ~~~~



## ■カードを紛失した場合・・・

申請書及び住所の確認できる書類を提出し、再発行できます。  
以前のカードを発見した場合には津堅公民館か市民協働課までご返却下さい。

## ■津堅区外に住所を変更した場合・・・

津堅公民館か市民協働課へカードをご返却下さい。

## ■津堅区内で住所を変更した場合・・・

申請書及び住所の確認できる書類を提出して下さい。再度カードを発行します。

## ■対象区分が変わった場合・・・

例) 現在カードを利用している方が高校生になった。  
対象区分が「離島住民」から「離島出身学生等」となり往復運賃割引が適用となります。(ただし学校教育法で定める学校に在学する者で父母又はそのいずれか一方が津堅島に居住し、住民登録を行っている場合に限りです。)

その場合、申請書及び在学証明書と父母の住所が確認できる書類、写真を提出して下さい。再度カードを発行します。新しいカードが届いたら以前のカードは津堅公民館か市民協働課へご返却下さい。

## ■新小学校1年生になる場合・・・

現在小人運賃は小学1年生から対象です。新たに小学1年生になるお子様をお持ちの方は、対象となる2か月前から申請受付できますのでカード発行の手続きをお願いいたします。

※各申請手続きで代理人が申請する場合は委任状が必要となります。省略できる場合については裏面をご確認下さい。その他ご不明な点は市民協働課までお問合わせ下さい。